

閱覽用

箱根町耐震改修促進計画（素案）

令和4（2022）年2月

箱 根 町

INDEX

第1章 計画の目的等.....	1
1 計画の目指す姿.....	1
2 計画の目的.....	1
3 計画策定の経緯等	1
4 計画の位置づけ.....	2
5 計画期間	2
6 取組主体	2
第2章 計画改定の背景と課題	3
1 大規模地震からの教訓	3
2 箱根町の地震被害想定	5
3 計画の進捗状況等	6
第3章 建築物の耐震化の目標	8
1 目標設定の考え方	8
2 本計画の目標	8
第4章 建築物の耐震化を促進するための施策	9
1 住宅の耐震化の促進.....	10
2 耐震診断義務付け対象建築物等の耐震化の促進	12
3 町有公共建築物の耐震化の促進.....	15
4 その他の地震時における安全対策の推進.....	16
第5章 計画の推進に向けて.....	18
1 推進体制	18
2 施策のフォローアップについて	18
本計画で用いる用語説明.....	19
別表【多数の者が利用する建築物、要緊急安全確認大規模建築物】	20
箱根町 主な耐震補助制度の一覧.....	21

第1章 計画の目的等

1 計画の目指す姿

箱根町耐震改修促進計画（以下、「本計画」という。）は、「町民のいのちを守る」ことを最優先に建築物等の耐震化を通じて、大規模地震に伴う建築物の倒壊等による人的被害の発生を防止するとともに、発災後の迅速な救助・救急活動から地域社会・経済活動の再建・回復が円滑に進むよう安全で安心な地域社会の実現を目指します。

2 計画の目的

町では、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、「耐震改修促進法」という。）、国による建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下、「国の基本方針」という。）及び神奈川県耐震改修促進計画に基づき、本計画を策定しています。

本計画は、地震に対する耐震性が低い建築物の耐震化を図ることなどにより、建築物等の安全性の向上を計画的に促進することを目的としています。

3 計画策定の経緯等

本計画は耐震改修促進法第 6 条第 1 項の規定に基づく法定計画として平成 21(2009)年 11 月に策定しました。その後、平成 25(2013)年 11 月に改正法が施行され、不特定多数の者や避難弱者が利用する大規模建築物に対して耐震診断を義務付けるなど、建築物の耐震改修の促進に向けた取組みが大幅に強化された内容を踏まえて、本計画を平成 28(2016)年 3 月に改定しました。

町では、本計画が令和 3 年度で計画期間が満了になることから、令和 3(2021)年 12 月の国の基本方針の見直しと令和 4(2022)年 3 月改定の神奈川県耐震改修促進計画に基づき、本計画を改定します。

※旧耐震基準：昭和 56(1981)年 5 月 31 日以前に着工した建築物に適用されていた

建築基準法の耐震基準

震度 5 程度の地震で、

即座に建築物が崩壊しないこと。

新耐震基準：昭和 56(1981)年 6 月 1 日以降に着工した建築物に適用される

建築基準法の耐震基準

震度 5 程度の地震で、

建築物がほとんど損傷しないこと。（軽いひび割れ程度でおさまること）

震度 6・7 程度の地震で、

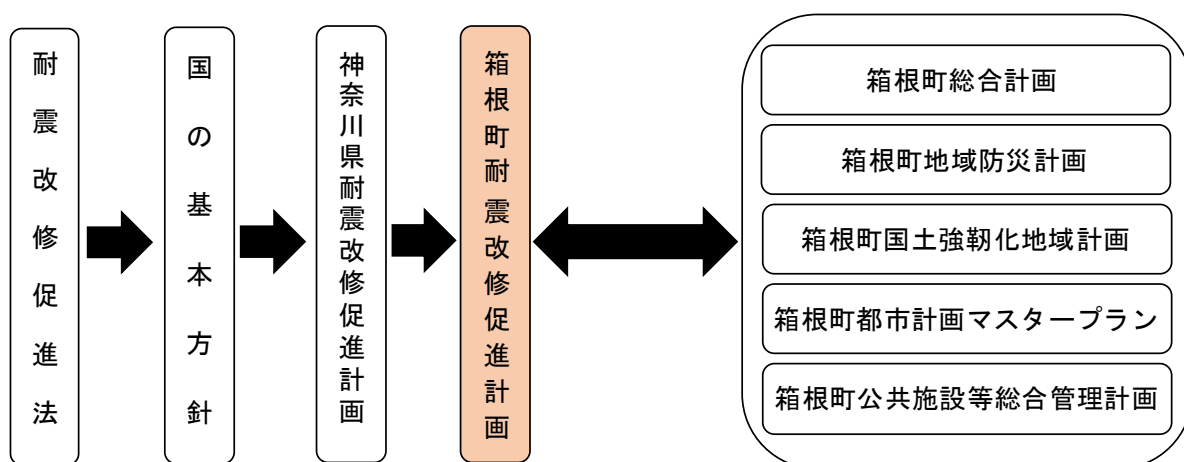
建築物が倒壊・崩壊しないこと。

4 計画の位置づけ

本計画は、町内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図る計画です。箱根町総合計画や箱根町地域防災計画等、関連する他の計画や施策と整合・連携を図りながら計画を策定し、取組みを進めます。

さらに、SDGs（Sustainable Development Goals）の17の目標の一つである「住み続けられるまちづくりを」も踏まえながら、本計画を推進します。

【本計画の位置づけ】



【SDGsの17の目標】



出典：国際連合広報センター

5 計画期間

本計画は、**令和4(2022)年度から令和12(2030)年度までの9年間**とします。

なお、計画期間中の国の基本方針及び県の耐震改修促進計画の見直しや計画の実施状況等に適切に対応するため、必要に応じて本計画を改定します。

6 取組主体

耐震改修促進法では、建築物の所有者が耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めることとされています。こうした所有者等の取組みを支援するために、町は、国や県をはじめとし、建築関係団体・住民組織等と連携・協働して、耐震改修の促進に取り組んでいきます。

第2章 計画改定の背景と課題

1 大規模地震からの教訓

平成7(1995)年1月に発生した兵庫県南部地震（以下、「阪神・淡路大震災」という。）では、地震を直接の死因とする5,502人のうち、約9割の4,831人は、家屋、家具類等の倒壊による圧迫死と言われています。

建築物の被害状況では、阪神・淡路大震災や平成28(2016)年4月に発生した熊本地震においても、旧耐震基準の建築物の被害が大きい傾向が見られました。

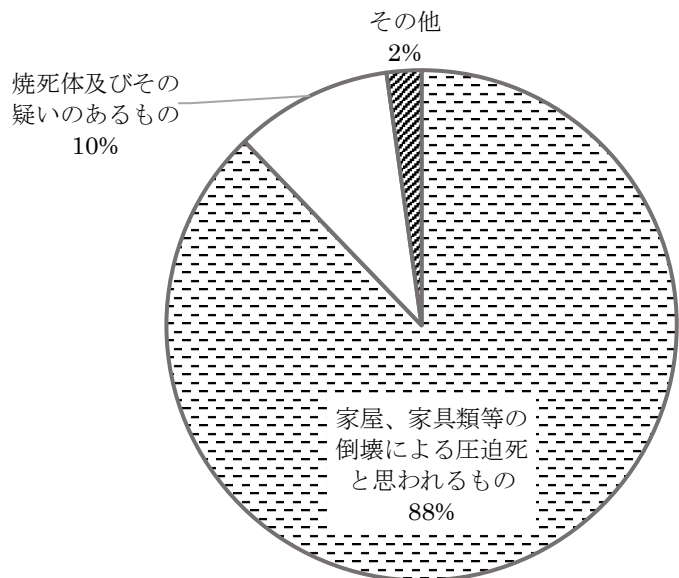
また、建築震災調査委員会の報告書では、昭和56(1981)年6月の建築基準法の改正によって強化された新耐震基準に基づいた建築物は、倒壊に至るような大きな被害が少なかったとのことで、この傾向は、平成16(2004)年の新潟県中越地震においても顕著でした。

さらに、平成23(2011)年3月に発生した東北地方太平洋沖地震（以下、「東日本大震災」という。）では、津波により甚大な被害が発生しましたが、新耐震基準の建築物については、地震の揺れによる被害は限定的であったものと考えられています。

こうしたことから大規模地震に対する建築物の安全性の向上を図るため、旧耐震基準の住宅・建築物について耐震化の促進が引き続き重要と考えられます。

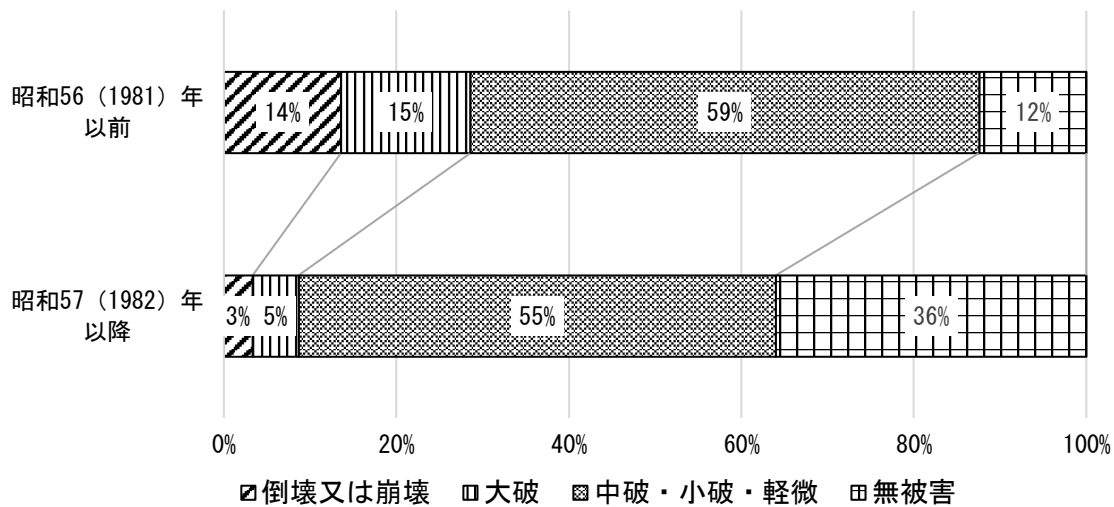
【阪神・淡路大震災における死因別死者数の割合】

	死者数
家屋、家具類等の倒壊による圧迫死と思われるもの	4,831 (88%)
焼死体(火傷死体)及びその疑いのあるもの	550 (10%)
その他	121 (2%)
合 計	5,502 (100%)



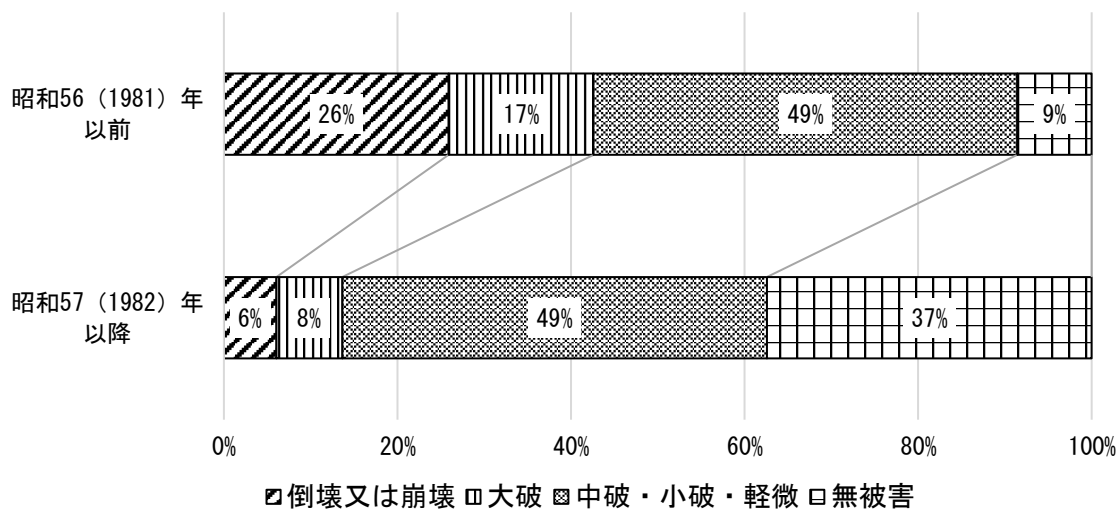
出典：平成7年度版「警察白書」

【阪神・淡路大震災における建築物の被害状況】 （新耐震基準導入前後の比較）



出典：平成7年阪神・淡路大震災建築震災調査委員会中間報告

【熊本地震における建築物の被害状況】 （新耐震基準導入前後の比較（木造））



出典：平成28年熊本地震建築物被害調査報告（速報）

また、平成30（2018）年6月に発生した大阪府北部を震源とする地震は最大震度6弱で、家具や塀が倒れやすい周期の短い地震動であったことなどから、ブロック塀の倒壊による人的被害が発生しました。このような人的被害の発生を防止するため、特に通学路等の沿道における危険性の高いブロック塀への一層の対策が必要と考えられます。

2 箱根町の地震被害想定

県が平成 27(2015)年にとりまとめた地震被害想定によると、町の建築物の被害が大きい地震（参考地震を除く）としては、大正型関東地震で全壊・半壊を合わせて約 1,800 棟に及ぶ被害が想定されており、このような大規模地震災害における人的・物的被害の軽減に向けた取組みは喫緊の課題となっています。

【大規模地震による揺れや液状化による箱根町の建築物被害想定結果】

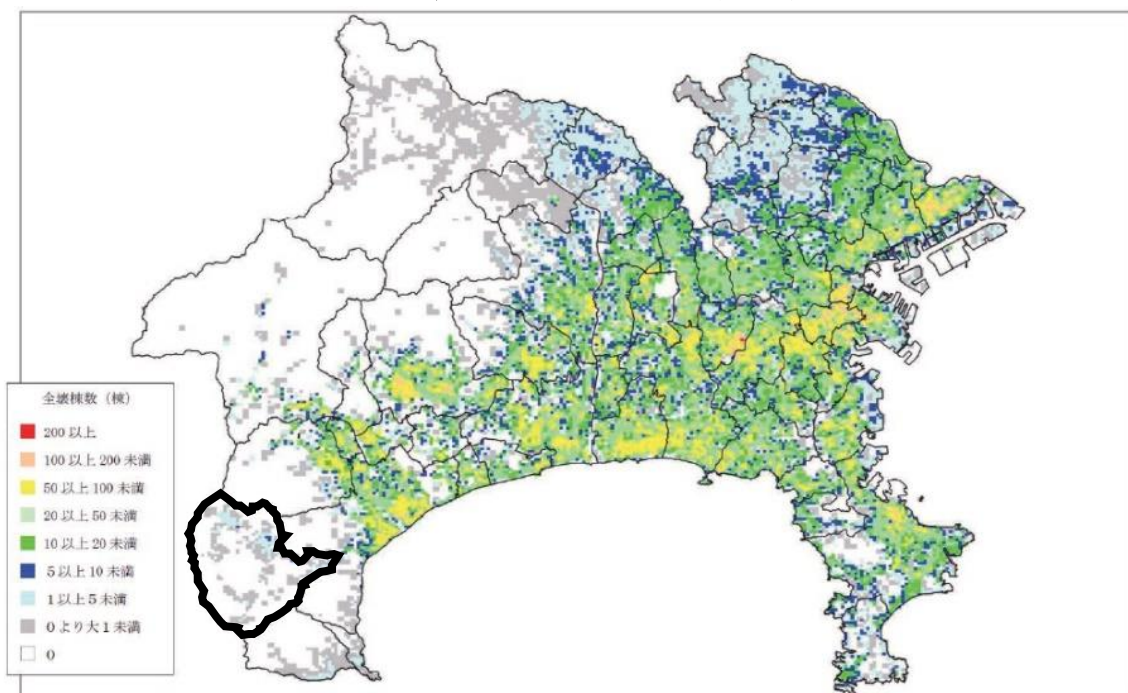
(単位：棟)

想定地震		全壊			半壊			総計		
		木造	非木造	合計	木造	非木造	合計	木造	非木造	合計
都心南部直下地震		0	0	0	※	※	※	0	0	0
三浦半島断層群の地震		0	0	0	0	0	0	0	0	0
神奈川県西部地震		40	20	60	490	70	560	530	90	620
東海地震		※	※	※	90	20	110	90	20	110
南海トラフ巨大地震		※	※	※	160	30	190	160	30	190
大正型関東地震		230	80	310	1,290	180	1,470	1,520	260	1,780
(参考)	元禄型関東地震	230	80	310	1,290	180	1,470	1,520	260	1,780
	相模トラフ沿いの最大クラ スの地震（西側モデル）	670	200	870	1,830	310	2,140	2,500	510	3,010

出典：神奈川県地震被害想定調査報告書（平成 27(2015)年 3 月）

- ① ※は計算上 0.5 棟以上 10 棟未満を表す。
 ② 計算上 0.5 棟未満は 0、数値は 1 の位を四捨五入処理のため、総計は合わない場合あり。

【大正型関東地震の揺れによる全壊棟数の分布】



出典：神奈川県地震被害想定調査報告書（平成 27(2015)年 3 月）

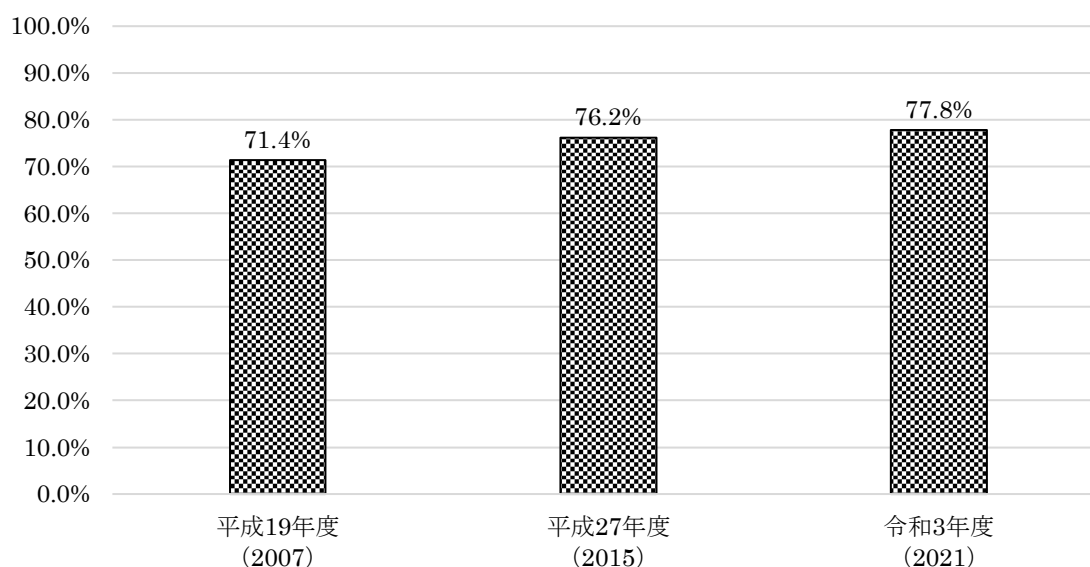
3 計画の進捗状況等

(1) 計画の進捗状況

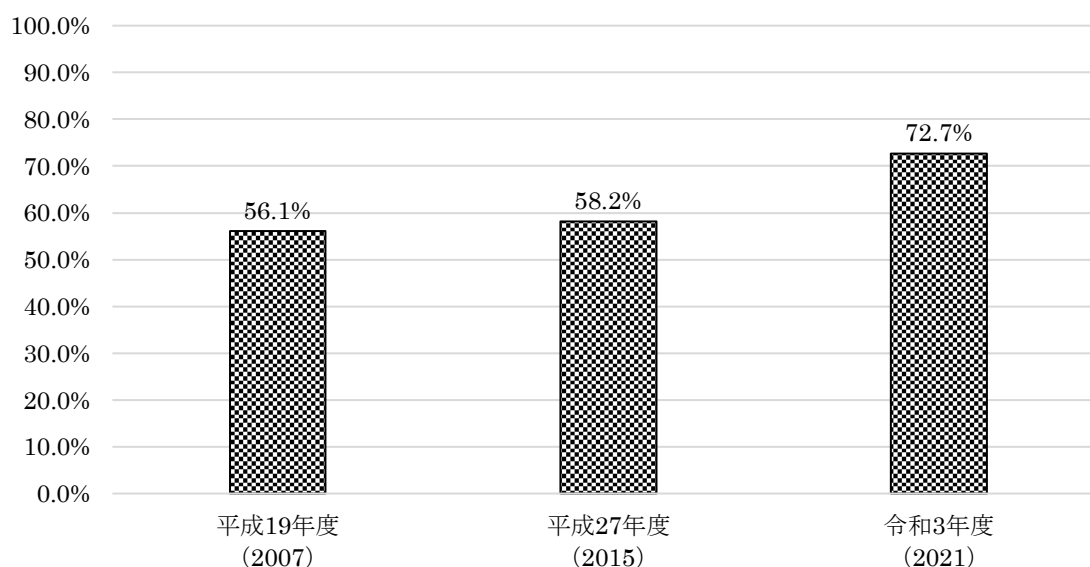
前回の本計画では、「住宅」及び「多数の者が利用する建築物」における耐震化率の目標を、令和2(2020)年度までにそれぞれ約95%まで高めることとしていました。

しかしながら、「住宅」については77.8%、「多数の者が利用する建築物」については72.7%となり、目標達成に至らなかったことから、引き続き対策が必要です。

【住宅の耐震化率の進捗状況】



【多数の者が利用する建築物の耐震化率の進捗状況】

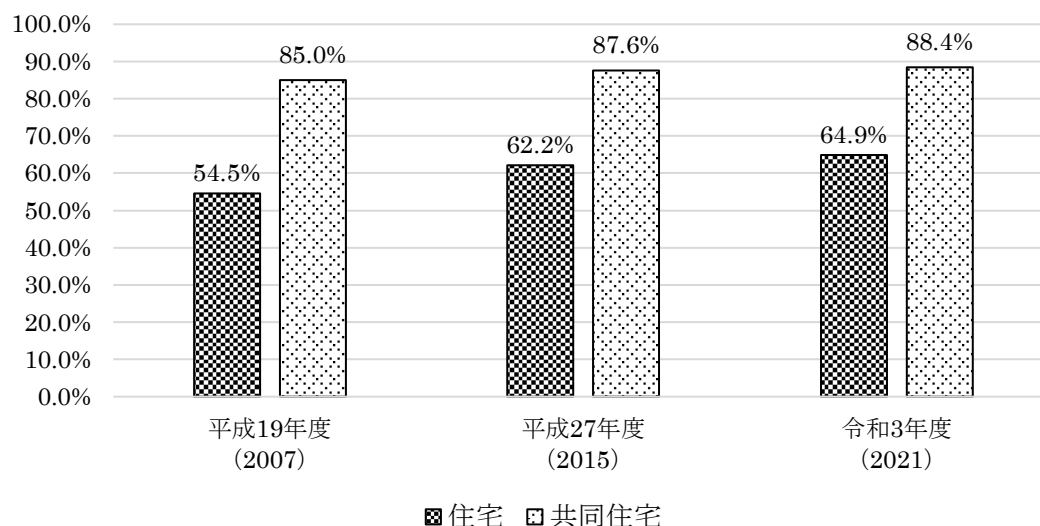


(2) 現状分析等

ア 住宅について

住宅全体の耐震化率は77.8%ですが、この内訳を戸建て住宅、共同住宅別で見ると、戸建て住宅の耐震化率は64.9%で共同住宅は88.4%となっており、戸建ての耐震化率は比較的低い状況です。

【戸建て住宅と共同住宅の耐震化率の推移】



イ 多数の者が利用する建築物について

「多数の者が利用する建築物」は学校、社会福祉施設、旅館、ホテル等の多数の者が利用する一定規模以上（3階以上かつ1,000㎡以上など）の建築物で、地震に対する安全性を確保しなくてはならない建築物となっています。

多数の者が利用する建築物の耐震化率は72.7%ですが、公共建築物と民間建築物別で見ると、公共建築物は80.0%、民間建築物は70.6%となっており、民間建築物の耐震化率は比較的低い状況で、引き続き対策が必要です。

第3章 建築物の耐震化の目標

1 目標設定の考え方

これまでの国の基本方針では、耐震化の目標を「住宅」と「多数の者が利用する建築物」と定めており、町においても同様の目標設定としていました。

今回の国の基本方針の改定では、目標を「住宅」と「耐震診断義務付け対象建築物」で定める考えが示されたため、町においても国の基本方針を踏まえつつ、町におけるこれまでの目標設定の継続性や取組みの進捗状況等を勘案し、下記の目標を定めます。

2 本計画の目標

(1) 住宅

目標：住宅における目標値は、令和 12(2030)年度までに 95%

令和 3(2021)年度現在で町内の住宅総数は 5,800 戸となっており、このうち新耐震基準の住宅が 3,020 戸、旧耐震基準の住宅が 2,780 戸となっています。

旧耐震基準の住宅で「耐震性あり」の住宅は 1,497 戸（戸建て 335 戸、共同住宅 1,162 戸）であり、新耐震基準の住宅と併せると 4,517 戸になります。このことから、現状の耐震化率は 77.8%となっています。

住宅の目標値について、国の基本方針、神奈川県耐震促進改修計画及び町の現状等を踏まえ、令和 12(2030)年度までに 95%を目指します。

(2) 多数の者が利用する建築物（要緊急安全確認大規模建築物を含む）

目標：耐震性が不十分な多数の者が利用する建築物における目標値は、令和 12(2030)年度までに 95%

令和 2(2020)年度現在で町内の多数の者が利用する建築物は 224 棟となっており、このうち新耐震基準の建築物棟数は 127 棟になり、旧耐震基準の建築物棟数は 97 棟になります。旧耐震基準の建築物で「耐震性あり」の棟数は 36 棟であり、新耐震基準の建築物を含めると 163 棟になります。

このことから、多数の者が利用する建築物の現状の耐震化率は 72.7%となっています。

多数の者が利用する建築物の目標値について、国の基本方針、神奈川県耐震促進改修計画及び町の現状等を踏まえ、令和 12(2030)年度までに 95%を目指します。

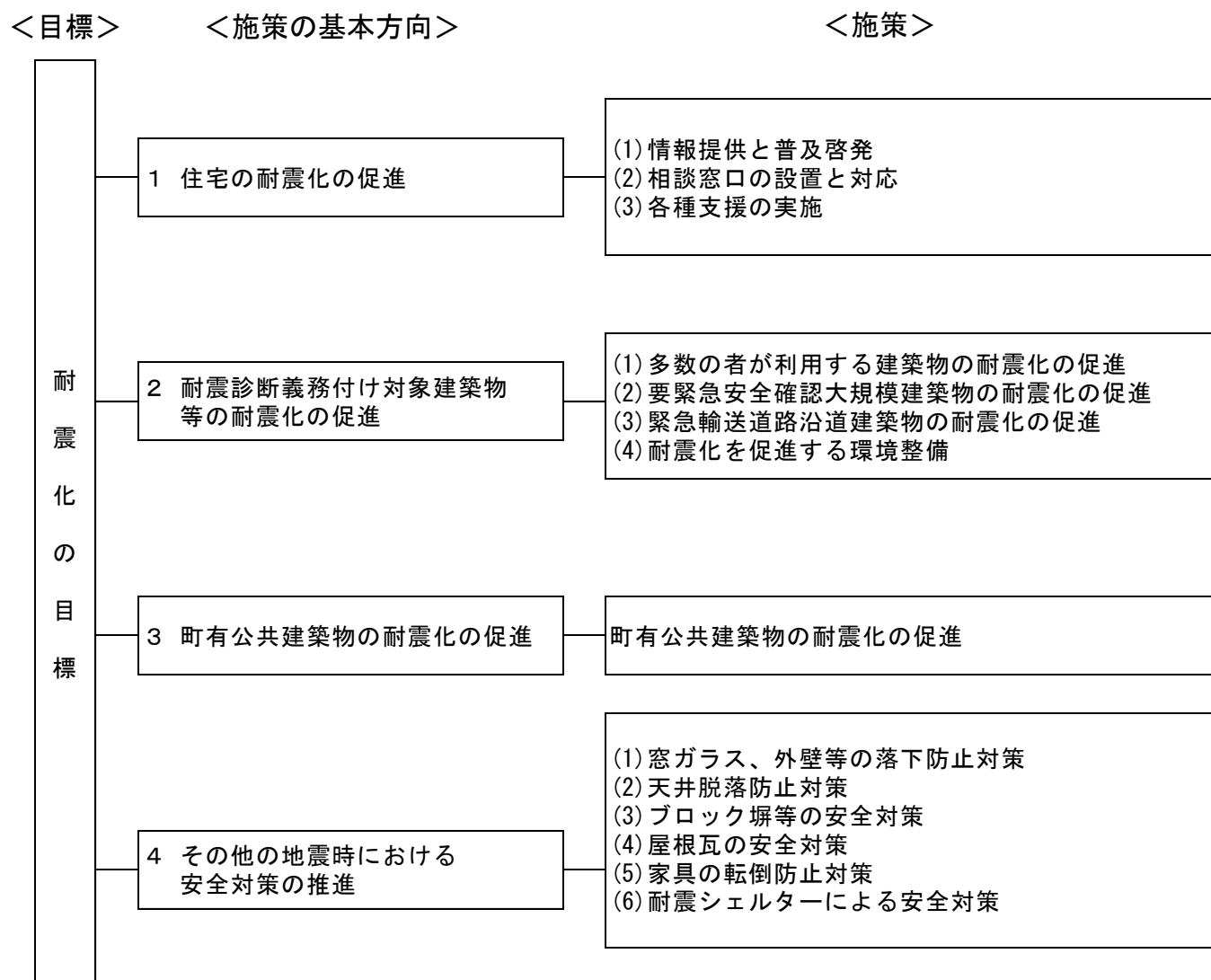
※耐震化率

対象建築物のうち、新耐震基準相当の耐震性能を有するものの割合

（旧耐震基準で建築された建築物のうち、耐震改修により必要な耐震性能が確保されたものを含む）

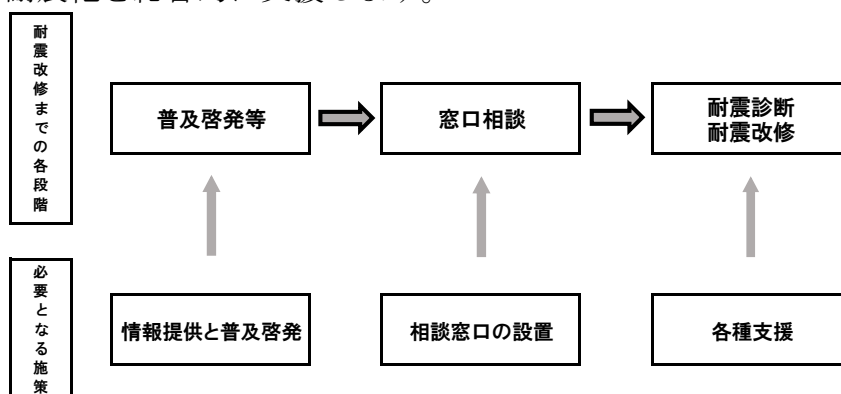
第4章 建築物の耐震化を促進するための施策

住宅及び耐震診断義務付け対象建築物等の耐震化の目標達成に向け、町の建築物の耐震化を促進するための施策を次のとおり定め、総合的かつ計画的に施策を展開していきます。



1 住宅の耐震化の促進

住宅の耐震化を促進するために、住宅の所有者等に対して、意識啓発、相談窓口、耐震診断等の事業実施の各段階で必要となる施策を講じることにより、住宅の耐震化を総合的に支援します。



(1) 情報提供と普及啓発

建築物の耐震化を促進していくためには、まず、建築物の所有者等が、自らの生命・財産を守るという意識を持つとともに、その建築物の倒壊等により、周辺の安全性に重大な支障を来すことのないよう地域の防災問題としての認識を持つことが重要です。

町では、空き家を含む所有者等に建築物の耐震化や安全性向上の意識啓発を進めます。

ア 普及啓発の推進

木造住宅の耐震診断を手軽に行える耐震診断問診票等を掲載したパンフレット「地震にそなえてマイホームの点検」を、町の窓口、各種イベントなどで配布するほか、ホームページを活用した情報発信をするなど、耐震化の重要性についての意識啓発に努めます。

また、耐震診断・耐震改修補助制度について広報・回覧で周知を行います。



イ 各種イベントと連携したセミナーの開催

耐震診断・耐震改修の重要性や必要性について町民に周知を図るため、国・県と連携して建築防災週間などの各種行事やイベントの機会を捉え、耐震セミナーを開催します。

ウ 自治会等との連携及び取組み支援策について

地域の人々が生活の場を皆で守るという考え方（自助・共助）が重要です。

地域において地震防災に取り組むことは、地震発生時の適切な対応に効果的であるばかりでなく、平常時の防災訓練や地域における危険箇所の点検活動等、自主防災活動が重要であることから、日頃の備えの重要性について啓発や支援を行います。

(2) 相談窓口の設置と対応

住宅の所有者が耐震化に取り組むやすいように、木造住宅耐震診断及び耐震改修補助をはじめとする所有者からの耐震化に関する窓口を設置します。

また、一般社団法人神奈川県建築士事務所協会県西支部と連携して、定期的な木造住宅無料耐震相談会のほか、相談者の個別事情に合わせた相談会を実施していきます。

(3) 各種支援の実施

現在、町では、建築基準法の旧耐震基準の木造住宅及び沿道建築物に対して補助制度による支援を行っています。引き続き旧耐震基準の木造住宅所有者及び沿道建築物所有者に対して積極的な情報提供を行うなどをして、補助制度の活用を促していきます。

ア 国・県の支援

国の「住宅・建築物安全ストック形成事業」、「建築物耐震対策緊急促進事業」及び県の「神奈川県市町村地域防災力強化事業」等の補助制度を活用し、耐震診断及び耐震改修等の促進を図ります。

イ 町の支援

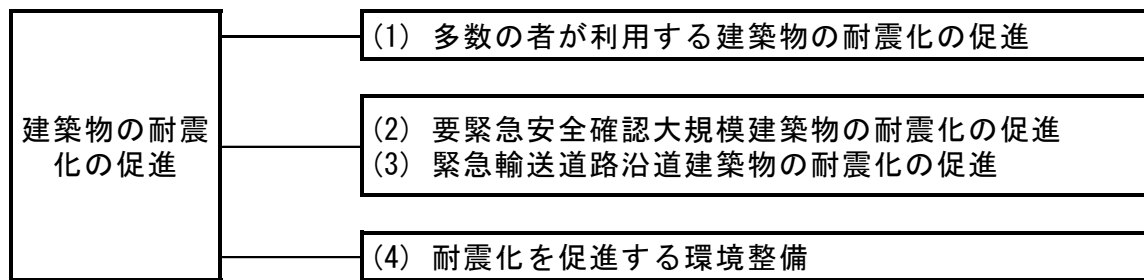
町では上記の国及び県の支援事業を活用し、木造住宅及び沿道建築物に対する耐震診断及び耐震改修等に係る費用の一部を助成していますが、状況を踏まえながら、必要に応じて補助制度の見直しを行っています。

＊木造住宅耐震診断費補助について、平成 29(2017)年度までは診断費の1/2（上限4万円）補助となっており、診断費の半分以上が個人負担でした。平成 30(2018)年度から一般社団法人神奈川県建築士事務所協会県西支部の協力の下、協定を締結し、耐震診断費の基本額を8万円としたうえで町の補助額を10/10（上限8万円）に増額するなど、個人の負担軽減に努めています。

ウ 税制優遇等

昭和 56(1981)年 5 月 31 日以前に着工された住宅の耐震改修工事を行った場合、所得税の特別控除及び固定資産税の減税措置が受けられます。

2 耐震診断義務付け対象建築物等の耐震化の促進



(1) 多数の者が利用する建築物の耐震化の促進

多数の者が利用する建築物については、所有者が耐震化の重要性を理解し耐震診断や耐震改修等が進められるように、県と連携して所有者に対し適切な情報提供等を行っていきます。

(2) 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の促進

要緊急安全確認大規模建築物については、平成7(1995)年の耐震改修促進法の制定当初から耐震化を促進してきたことにより、対象の全ての施設において、耐震診断が行われたほか、耐震性がない施設についても改修や除却が行われました。

なお、一部施設では今後、除却後の建替えが予定されています。建替えについては、建築物の所有者からの新型コロナウイルスの影響等による事業計画の遅延などの相談に対して、きめ細かい対応を行います。

【要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の状況】

令和4(2022)年3月時点

	棟数	耐震診断済み	耐震性あり	改修・除却
要緊急安全確認 大規模建築物	17	17	2	15

(3) 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進

箱根町地域防災計画で指定した緊急輸送道路（国道 1 号、国道 138 号、県道 75 号）沿道の建築物について、引き続き耐震対策に取り組んでいきます。

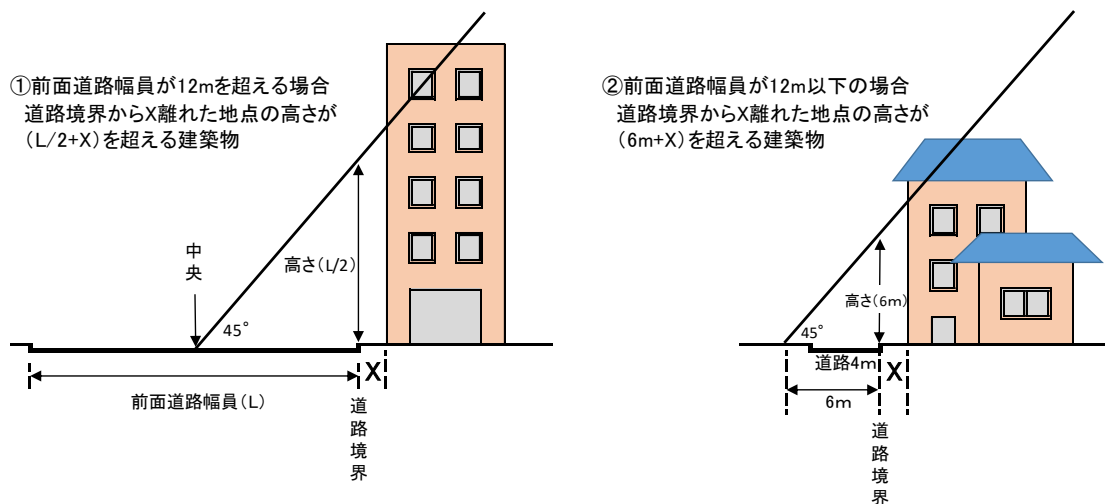
町では、平成 29(2017)年度から順次、建築物の所有者に対する支援制度として、耐震診断、耐震設計、耐震改修の補助制度を設けました。

引き続き、所有者等への直接訪問を行うなど、耐震化の重要性の周知を行うとともに補助制度を活用した耐震化を働きかけていきます。

【町内の緊急輸送道路】

路線名	区間
国道 1 号	小田原市境～静岡県境（箱根峠）
国道 138 号	国道 1 号交点（宮ノ下交差点）～ 静岡県境（乙女トンネル）
県道 75 号	湯河原町境～国道 138 号交点（仙石原交差点）
* 県による耐震促進化路線 箱根新道	全線（小田原・箱根道路含む）

【沿道建築物の定義】



【緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の状況】

令和 4(2022)年 3 月時点

	棟数	耐震診断済み	耐震性あり	改修・除却
緊急輸送道路 沿道建築物	5 2	7	1	3

(4) 耐震化を促進する環境整備

ア 建築物の所有者への周知

町のホームページなどを活用して耐震改修促進法や本計画の概要、耐震化の目標等、建築物の耐震化に関する様々な情報提供を行います。

特に、要緊急安全確認大規模建築物や緊急輸送道路沿道建築物の所有者については、法律の趣旨や支援制度等を個別に通知して周知します。

イ 相談窓口での情報提供

所有者等からの耐震診断及び耐震改修に関する相談に対応するとともに、支援制度についての情報提供を行います。

ウ 専門家・事業者との連携

耐震事業者や専門家と連携することにより、耐震窓口を充実・強化し、町民が安心して住宅の耐震化等を進められるように体制を整備していきます。

3 町有公共建築物の耐震化の促進

町が所有する公共建築物のうち、「災害時の拠点となる施設」の耐震化については、おおむね達成されているところですが、耐震化が未了の施設については、引き続き計画的な改修や建替え等を通じた耐震化に取り組めます。

公共の建築物については、施設利用者の安全性確保の重要性とともに、災害時において防災上重要な役割を担うことに鑑み、耐震化を促進する必要があります。

そのためには、耐震改修工事が実施されていない町有公共建築物は、前回の計画と同様に耐震化を図ることを基本とします。

公共建築物

令和4(2022)年3月31日

	総数 (棟) ①	新耐震 (棟) ②	昭和56年5月以前(棟)			耐震性 あり ⑦	耐震化 率 (②+③+④)/①
			耐震性 あり ③	耐震化 済み ④	耐震 診断 未実施		
災害時の拠点となる施設	44	26	5	12	1	43	97.7%
その他の施設	65	31	6	1	27	38	58.5%
観光施設	15	9	0	1	5	10	66.7%
町営住宅	25	5	6	0	14	11	44.0%
その他の施設	25	17	0	0	8	17	68.0%
合 計	109	57	11	13	28	81	74.3%
(うち特定既存耐震不適格建築物)	10	-	5	5	0	10	100.0%

* 公共施設白書を基に作成

※特定既存耐震不適格建築物

一定の用途、規模に該当する昭和56(1981)年5月31日以前に新築の工事に着手した多数の者が利用する建築物

所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(耐震改修促進法第14条第1項)

4 その他の地震時における安全対策の推進

建築物の耐震化と併せて、地震時における安全性の向上を図るために、次のとおり取り組んでいきます。

(1) 窓ガラス、外壁等の落下防止対策

大規模地震が発生した際には、建築物の倒壊だけでなく、窓ガラスや外壁、袖看板など、建築物の外装材の損壊・落下による被害も懸念されます。このような被害は、昭和 53(1978)年の宮城県沖地震で注目され、平成 23(2011)年の東日本大震災では、広い範囲で数多くの被害が確認されました。

このため、地震発生時に建築物からの落下物を防ぎ、安全性を確保するために適正な維持管理等の啓発を進めていきます。

(2) 天井脱落防止対策

平成 23(2011)年の東日本大震災では、比較的新しい建築物を含め、体育館・劇場などの大規模空間を有する建築物の天井が脱落して、甚大な被害が多数発生しました。そして、そのことを踏まえて、天井の脱落対策に係る新たな基準が定められています。そこで、既存建築物について、建築物の所有者等に脱落防止措置を講じる等の安全性向上について啓発します。

(3) ブロック塀等の安全対策

平成 30(2018)年の大阪府北部地震では、コンクリートブロック塀の倒壊による人的被害が発生しました。

町では、通学路沿いの道路等に面した既存ブロック塀で安全が確保されていない危険なものについて、撤去等の費用の補助制度を設けており、戸別訪問も含めた周知・活用により、安全対策を促進します。



平成 16(2004)年 新潟県中越地震

また、国土交通省で公表しているブロック塀等の点検チェックポイント等を活用し、塀の設置者へ安全点検の実施を促します。

(4) 屋根瓦の安全対策

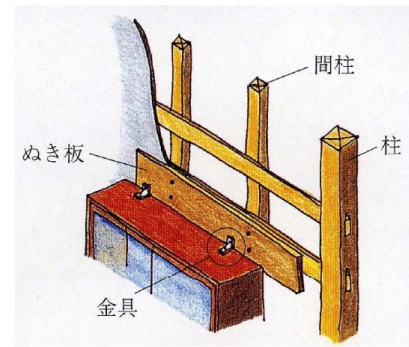
令和 3(2021)年福島県沖地震において、屋根瓦の脱落が発生し、修繕が必要となる事例が複数みられました。また、建築基準法による告示基準が改正（令和 4(2022)年 1 月施行）されたことにより、地震時の脱落防止対策を徹底することが必要となりました。

このため、住宅所有者に対し適正な維持管理及び安全性の確保を図るよう啓発します。

(5) 家具の転倒防止対策

近年の大規模地震では、地震による建築物被害がない場合でも、家具等の転倒や散乱による怪我や、避難が遅れるなどの人的被害が多く見受けられました。

各種行事等で家具等の転倒防止対策としての固定方法を啓発します。



(6) 耐震シェルターによる安全対策

住宅の地震対策は、住宅全体を補強する耐震補強工事が最も効果的ですが、住宅全体の改修に比べて比較的安価で耐震化を行える耐震シェルの設置も有効です。耐震シェルターは既存の住宅内に設置し、安全な空間を作ることができます。

このような耐震シェルの設置に対する支援を行います。



耐震シェルター

第5章 計画の推進に向けて

1 推進体制

(1) 県と町との連携

県と本町を含めた 33 市町村では、県内の建築物の耐震化を計画的に促進することを目的として、「神奈川県建築物耐震化促進協議会」を設置し、建築物の耐震化に向けて連携して取り組んでおり、この結果、県内のすべての市町村で耐震改修促進計画が策定されています。

(2) 町の関係部局との連携

町では、防災部局及び福祉部局などの関係部局と連携して、耐震化を計画的に推進します。

2 施策のフォローアップについて

住宅の耐震化率の実績値は、税務課が管理する固定資産家屋課税台帳等に基づき算出を行います。

本計画に位置付けた主な施策の実施状況や「多数の者が利用する建築物」、「耐震診断義務付け対象建築物」の耐震化の状況を適時検証することによって、計画の進捗を適切に管理していきます。

＜本計画で用いる用語説明＞

種 類		説 明
住宅		戸建て住宅、長屋、共同住宅等
多数の者が利用する建築物		学校、体育館、病院、集会場、百貨店、ホテル、事務所、社会福祉施設等、その他多数の者が利用する建築物で一定規模以上の建築物 ※主に、3階建て以上で、1,000㎡以上のものなどが対象 ※詳細はP20を参照
耐震診断義務付け対象建築物等	不特定多数・避難弱者が利用する大規模建築物 【要緊急安全確認大規模建築物】	ホテルや旅館で、所在市町村と「避難生活者の受け入れに関する協定書」を締結したもの ※主に、3階建て以上で、5,000㎡以上のものなどが対象
	緊急輸送道路沿道建築物	大規模地震の際に建築物の倒壊で緊急輸送道路を閉塞させ、町民・観光客の避難、緊急車両の通行、災害支援物資の輸送等を妨げる恐れのある、旧耐震基準で建築された一定の高さ以上の建築物 ※一定の高さについては、P13を参照

＜別表＞

【多数の者が利用する建築物、要緊急安全確認大規模建築物】

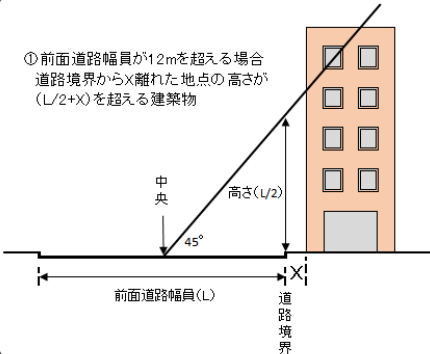
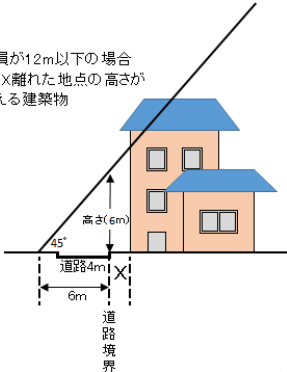
用途		多数の者が利用する建築物 (特定既存耐震不適格建築物) 法第14条 ※下記の建築物のうち、「耐震性無し」のもの	要緊急安全確認大規模建築物 法附則第3条 ※下記の建築物のうち、「耐震性無し」のもの
法14条 1号	学校	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む
		上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上
	体育館	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上 (一般公共の用に供されるもの)
	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
	病院、診療所		
	劇場、観覧場、映画館、演芸場		
	集会場、公会堂		
	展示場		
	卸売市場		
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		
	ホテル、旅館		
	賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿		
	事務所		
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これに類するもの		
	幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
	博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
	遊技場		
	公衆浴場		
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これに類するもの		
	理髪店、質屋、貸衣装店、銀行その他これに類するサービス業を営む店舗		
	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）		
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		
	自動車庫庫その他の自動車又は自動車の停留又は駐車のための施設		
	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		
同条2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		最左に同じ建築物で階数1以上かつ5,000㎡以上で敷地境界線から一定距離以内に存する建築物
同条3号	通行障害建築物 (通行障害既存耐震不適格建築物)		法5条第3項第2号、法6条第3項の規定により耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物で、施行令4条の要件に該当するもの
その他	防災拠点建築物		法5条第3項第1号の規定により県耐震改修促進計画に記載された旧耐震基準の建築物 (要緊急安全確認大規模建築物のうち市町村と避難生活者の受け入れに関する協定を締結したホテル・旅館)

箱根町 主な耐震補助制度の一覧

〈木造住宅耐震化補助事業について〉

対象建築物		住民自らが所有し、かつ居住する木造住宅で、次の要件のいずれにも該当するもの ・ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された、2 階建て以下の専用住宅または店舗併用住宅 ・ 枠組壁工法（ツーバイフォー工法）またはプレハブ工法でないもの
補助額	耐震診断	診断に要する費用（消費税および地方消費税を除く）の、10 分の 10（上限 8 万円）
	耐震改修	改修に要する費用（消費税および地方消費税を除く）の、2 分の 1（上限 50 万円）
	一部屋耐震	耐震シェルター等の設置に要する費用（消費税および地方消費税を除く）の、2 分の 1（上限 15 万円）

〈緊急輸送道路沿道建築物補助事業について〉

対象建築物		緊急輸送道路（対象路線：国道 1 号、国道 138 号、県道 75 号）の沿道に建築されており、かつ、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されたもので、建築物の高さが次の要件のいずれかに該当するもの ① 前面道路幅員が12mを超える場合 道路境界からX離れた地点の高さが $(L/2+X)$を超える建築物  中央 45° 高さ$(L/2)$ 前面道路幅員(L) 道路境界 ② 前面道路幅員が12m以下の場合 道路境界からX離れた地点の高さが $(6m+X)$を超える建築物  45° 高さ(6m) 道路4m 6m 道路境界
補助額	耐震診断	診断に要する費用（消費税および地方消費税を除く）の、3分の2（上限 240 万円）
	耐震設計	設計に要する費用（消費税および地方消費税を除く）の、3分の2（上限 240 万円）
	耐震改修	改修に要する費用（消費税および地方消費税を除く）の、2分の1（上限 1,000 万円）

〈ブロック塀等撤去改修補助事業について〉

補助対象工事		道路に面した高さが1m以上かつ長さが1m以上のブロック塀等の撤去とともに安全な工作物等（軽量フェンス、生け垣、四ツ目垣）を設置する工事		
補助区分		補助金の額	補助率	上限
撤去	ブロック塀等 （通学路沿い）	撤去に要する費用（消費税および地方消費税を除く）と撤去するブロック塀等の延長に1メートル当たり1万円を乗じて得た額を比較した、いずれか少ない額	10 分の 9	20 万円
	ブロック塀等 （通学路沿いを除く）		2 分の 1	10 万円
改修	安全な工作物等 （通学路沿い）	改修に要する費用（消費税および地方消費税を除く）と設置するブロック塀等の延長に1メートル当たり2万円を乗じて得た額を比較した、いずれか少ない額 ※道路の幅員により、セットバックが必要となる場合があります	10 分の 9	40 万円
	安全な工作物等 （通学路沿いを除く）		2 分の 1	20 万円